

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第 7 条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議事に入っていきます。議事に先立ちまして定足数の報告を局長が行います。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数 23 名中、本日は小橋 委員が欠席となっており、出席委員は 22 名となります。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－ 「異議なし」 の声あり －

議 長 それでは、議席番号 9 番 遠藤喜一 委員、議席番号 19 番 小川一男 委員に議事録署名委員をお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議案審議に入りたいと思います。議案第 40 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1 ページをお開きください。

議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転し、又は使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定することについて、許可申請書の提出が下記のとおり、あったので提案する。

平成 29 年 9 月 4 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

番号 1、田 1,226 m² を耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。

次 長 以上1件の申請については、農地法第3条第2項の[全部効率利用要件]、[農作業常時従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

8月24日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

山 下

委 員 私、山下より、8月24日に実施しました議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号1の申請についてです。

売買により所有権を移転するものです。

申請地は1筆の田で、適切に耕作管理された土地です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請1件について調査報告となります。

委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

- 質疑なし -

議 長 それでは質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 4 ページをお開きください。

議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 29 年 9 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1、畑 495 m² を使用貸借権の設定により借り受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

以上、1 件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5 条申請 1 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいております調査委員さんより報告をお願いいたします。

山 下
委 員

私、山下より、8月24日に実施しました議案第41号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号1の申請についてです。

使用貸借権の設定により借り受け、一般住宅用地として利用するものです。

申請地は1筆で、耕作されていませんが、適切に管理された畑です。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

以上、5条申請1件について調査報告となります。

委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

- 質疑なし -

議 長 それでは質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案ど

おり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 7 ページとなります。

議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あったので提案する。(資料別冊)

平成 29 年 9 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画(第 9 号)「平成 29 年 9 月 4 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成 29 年 8 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。

主なものについてご説明します。

中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。

新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、47,083 m²、56 筆です。

畑については、78,970 m²、59 筆です。

合計面積は、126,053 m² 115 筆です。

次 長 次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 40 人に対しまして、借り手は 12 人となります。

下段に⑤の所有権移転の合計の面積と筆数を掲載しています。

田については、3,918 m²、4 筆です。

畑については、該当がありません。

合計面積は、3,918 m²、4 筆です。

2 ページ以降については白杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。

以上、簡単ではございますが、平成 29 年 9 月 4 日公告予定の農用地利用集積計画（第 9 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

- 質疑なし -

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 43 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 8 ページとなります。

議案第 43 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。（資料別冊）

平成 29 年 9 月 4 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。

1 ページをご覧ください。

田 合計 3 筆 5,704 ㎡を配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、無料となっています。

次に 3 ページから 4 ページを、ご覧ください。

畑 合計 13 筆 32,676 m²を配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、それぞれ 10 a 当り 5,000 円もしくは 15,000 円となっています。

次に 7 ページを、ご覧ください。

畑 1 筆 1,296 m²を配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10 a 当り 5,000 円となっています。

以上の配分計画についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

- 質疑なし -

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 43 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 44 号 農業振興地域整備計画の意見聴取について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 9 ページとなります。

議案第 44 号 農業振興地域整備計画の変更について 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められたので提案する。(資料別冊)

平成 29 年 9 月 4 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

これにつきましては、担当課が農林振興課になっておりますので、農林振興課より詳細な説明をお願いします。

農 林 おはようございます。

本日は、臼杵市農業振興地域整備計画の変更ということで、内容につきましては先月皆様方に農用地区域の設定につきましてご説明したと思いますが、これにつきましては数年前より農林振興課の方で見直しについて着手しており、ようやく皆様方にお知らせできるようになりました。

今回の内容についてですが、これまでも随時見直しについては皆様の意見をお伺いしながら行ってきたところですが、本格的な整備計画は臼杵地域では平成 8 年、野津地域では平成元年以来本格的な見直しが行われていなかったということで今回見直しを行いました。このあと担当の方よりご説明申し上げますので、ご審議をお願いしたいと思います。

農 林 おはようございます、農林振興課の上田です。

お手元にある、議案第 44 号 農業振興地域整備計画全体見直し という別冊資料をご覧ください。

1 ページより掻い摘んでではございますがご説明させていただきます。

1 ページの第 1 農用地利用計画です。

土地利用の構想としましては、現在の土地利用の状況 29,120ha の内 18,941ha が農業振興地域に指定しております。その内農用地が 2,810.3ha、農業用施設用地が 5.2ha、森林原野が 11,602.8ha、住宅地・工場用地・その他が 4,522.9ha となっています。

次のページをお開きください。

このページは、農業上の土地利用の方向としまして 3 ページになりますが、用途区分の構想として臼杵地域としましては、水田が 55% 畑地については 51.3%が基盤整備済みの農地となっております。また、野津地域としましては、水田が 80.8% 畑地については 76.5%が基盤整備済みの農地となっております。

次のページをお開きください。

第 2 農業生産基盤の整備開発計画ですが、5 ページに表がありますのでご覧ください。

5 つの事業がありますが、最後から 4 ページ目に臼杵市の管内図があるのですが、付図 2 号 農業生産基盤整備開発計画図

大分県臼杵市 と書かれているものが場所を示している図になります。

内容についてですが、管轄が農林振興課の農林基盤室となっておりますが、この4ヶ所で1つの事業で計画しております。

次に5ページの第3農用地等の保全計画についてです。

6ページの農用地等保全整備計画の表をご覧ください。2つの事業がありますが、これについても冊子の最後から3ページ目にあります付図3号 農用地等保全整備計画図 大分県臼杵市 と書かれている管内図が一部になります。

この計画も、農林振興課の農林基盤室が管轄となっておりますが、2つの事業を計画しております。

次に、第3農用地等の保全のための活動としましては、今まで行ってきましたとおり、臼杵市担い手育成総合支援協議会を中心とし、農業再生協議会・農業委員会・ほんまもんの里・うすき農業推進協議会・農林公社等、関係機関との連携を元に、農地利用の調整・集積及び担い手の支援をはかり、遊休農地及び耕作放棄地の有効利用を促進することとする計画をしています。

次に7ページの第4農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画についてです。

効率的かつ安定的な農業経営の目標としまして、具体的な経営の指標としまして、農業をなりわいとする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり概ね400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり概ね2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が臼杵市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

次に10ページの地力の維持増進対策としまして、完熟堆肥「うすき夢堆肥」を製造する臼杵市土づくりセンターを中心とした地力の増進対策とし、この「うすき夢堆肥」を今後も市内の農地で使い続けてもらい、土壤微生物の動きが活発で土壌成分のバランスが良い、豊かな土づくりを推進します。

次に、第5 農業近代化施設の整備計画についてです。

農業近代化施設整備計画につきまして、下段の表をご覧ください。こちらにつきましても、冊子最後から2ページ目の付図4号 農業近代化施設整備計画図 大分県臼杵市 が一部となっております。

次に 12 ページの第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画としましては、農業従事者の安定的な就業の促進をはかるための方策とし、臼杵市地域農業経営サポート機構を安定的に運営させ、今以上に組織や法人間の連携を緊密にする協力体制を確保し、その結果として組織や法人のより安定的な農業経営と、農業従事者の就労機会の確保につなげる計画をしています。

次に 14 ページですが、こちらが先月の総会で農用地の一覧としてお配りしたのですが、もう一度添付させていただいております。

農用地区域の面積、見直し後の面積としましては、臼杵市が約 666ha、野津地域が 1,459ha 合計 2,125ha が今後の計画の農用地区域の面積となっております。皆様のご協力により集計ができました、ありがとうございました。

以上で説明を終わります。

農 林 補足ですが、文章中の事業につきましてはすでに着手しているものもございますし、今後の計画としましては、5 年ごとに見直す計画となっております。今後につきましても随時新しい事業に取り組む際は変更をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日の計画の主な点としましては、農用地区域の設定について大幅に見直しされるということで、皆様方のご意見を伺い、今後は意見を伺ったあと、県の方と事前協議を行いたいと思います。その後法定協議にうつりまして計画が証明されるという形になりますのでまた皆様方にご協力いただくこともあるかと思っておりますので、その際はまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明の方を終わります。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

足 立
委 員 いいですか。現在行っている事業はありますか。

農 林 5 ページをご覧ください。既に取り掛かっているものは一番上の田城地区の団体営農村漁村活性化のプロジェクト支援ということで水利施設の事業に取り組んでおりますし、地域農業水利施設保全対策事業とし、井村の頭首工や、石場ダムの関係も今現在平成 31 年完成見込みで取り組んでおります。ここに載せている事業以外にも取り組む可能性もありますのでその他取り組む事業というものはその都度協議して着手していきたいと思えます。

足 立
委 員 そういった情報は市報等でも発信してほしい。
また、農業委員は地域の中堅であるので良いことも悪いことも言うが、そういった事業は取り組んでやっていきたいと思う。農業委員会長が県の農業会議の会長になったので、他の市に負けないようにがんばっていきましょう。

農 林 ご意見ありがとうございます。
適切に情報を発信しながら見直しのご意見を伺って今後も事業を推進していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

足 立
委 員 わかりました。

議 長 ほかに質問ございませんか。

－質疑なし－

議 長 ほかに質疑がないようですから、これで質疑を終ります。
これより農業振興地域整備計画の変更について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。(終了 10:30)